



自販機の空き缶回収ボックスの空き缶処分について

質 問

- ① 相談者：自販機による飲料缶販売
- ② 相談案件：自販機の空き缶回収ボックスの空き缶処分について。
- ③ 内容：自販機に併設設置した空き缶回収ボックスから空き缶を回収し、鉄業者に運搬し処分をしている。空き缶の素材は鉄とアルミであり「もっぱら物」としてマニフェスト不要で許可車輛以外の車輛で運搬するのは問題ないか？委託契約書は不要でよいのか？またペットボトルの空き容器が混ざる場合の処理についてはどうか？

回 答

- ① 自販機の回収ボックスから回収した空き缶には鉄、アルミの金属類のほかに内容物の残留とかゴミが付着のケースが予想される。さらには、ペットボトルが混ざれば、総体として「廃棄物」と見るのが妥当である。
- ② 自社で販売した物の空き容器類（ペット容器を含む）を自社で引き取る行為は「下取り行為」の一種と見なせば、廃棄物の回収行為でもマニフェスト伝票と許可車輛は要求されない。
- ③ 回収物の処理の流れは、自社の施設に持ち帰り、自社にて金属くず、ペットボトル類、及び混合付着物に仕分けを行い、それぞれに適した処理を行うことが基本となる。
- ④ その際に、金属くずはもっぱら物の扱いで、マニフェスト不要、自社車輛で対応可能。ペットボトルが有価売却出来なければ、産廃として処理が求められ、マニフェスト、委託契約書が必要。自社車輛での運搬は可能。

